

その6

運輸部

自動車検査独立行政法人（略称 検査法人） 沖縄事務所が平成十四年七月二日に業務を開始

一、自動車検査独立行政法人とは

従来、国が行ってきた自動車検査業務において、検査場における検査について透明性を確保し、効率的かつ柔軟な業務運営を行うことで行政サービスの向上をはじめとした業務の質の向上を図ることを目的に設立された法人です。

二、設立までの経緯

平成十一年四月、中央省庁等改革の推進に関する方針（中央省庁等改革推進本部決定）において、自動車検査（検査場における検査）が独立行政法人化を図るものとして決定され、同年十二

月には自動車検査独立行政法人となりました。

平成十三年九月には、自動車検査独立行政法人の設立に伴う関係法令の整備及び経過措置に関する政令及び自動車検査独立行政法人法の一部の施行期日を定める政令が成立し、自動車検査独立行政法人の設立の日が平成十四年七月一日と定められ、今年七月一日に業務を開始しました。

三、組織

東京都新宿区本塩町八一二 住友生命四谷ビルに本部が設置され、地方事務所が全国九十三カ所の運輸支局（兵庫陸運部及び沖縄総合事務所）及び

ブロック機関が取りまとめを行うことになっています。

沖縄においては、属する地方ブロック機関がなく、本部直轄で沖縄事務所、宮古事務所、八重山事務所の三事務所が設置されています。

四、要員

役員員総数は八百八十二名、沖縄事務所においては、事務所長一名、検査官五名、技官四名の十名体制、宮古・八重山事務所においては各検査官一名体制となっています。

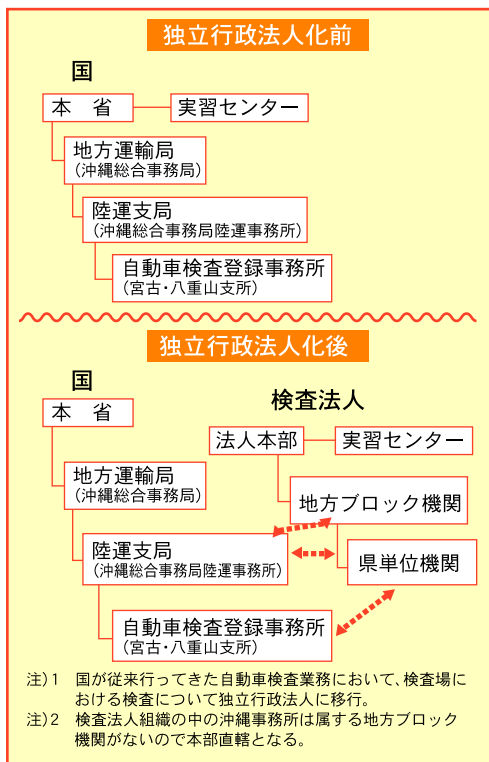
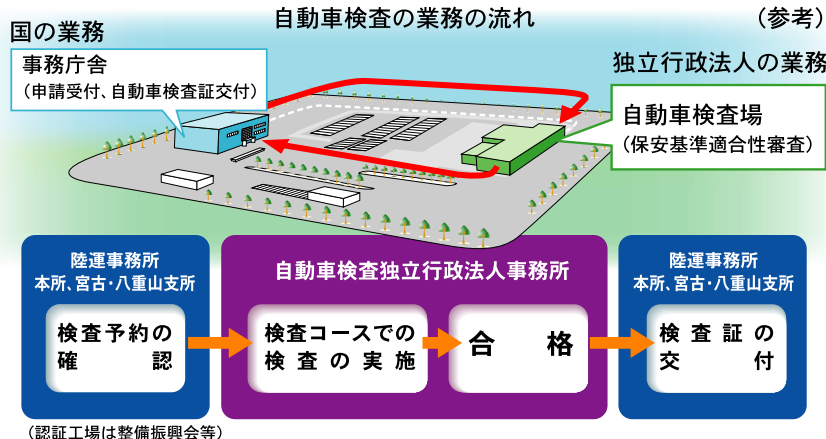
職員は、国からの移行職員であり、身分は国家公務員法に基づく国家公務員です。

五、業務

自動車検査において申請書の受付・自動車検査証の交付業務等を国が行い、自動車保安基準に適合するかどうかの審査（検査場の検査コースにおいて、検査機器等を用いた自動車の検査業務）及び立入検査における自動車が保安基準に適合するかどうかの審査（いわゆる街頭検査における自動車の検査業務等）並びにこれらの業務に付帯する業務を検査法人が行うことになりますが、検査法人は国からの検査依頼により業務を行うことから、自動車検査の手続の流れは基本的にこれまでと同じです。

六、運営

検査法人の収入は自動車検査登録特別会計に納付し、運営経費は同特別会計からの運営費交付金として交付されますが、財務・会計は企業会計制度が導入され、収支・資産等財務諸表等の作成により、行政サービス実施コストを念頭にいった効率的な管理業務が執行されることとなります。



検査法人組織は法人本部・地方ブロック機関・県単位機関で構成され、県単位機関は所属する地方ブロック機関により統轄されており、本部との連絡調整及び庶務・会計事務手続等については、地方